# 第１編　総　　則

## 第１章　計画作成の目的

### 第１節　目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、倉吉市（以下「市」といいます。）の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、市及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「公共的団体等」といいます。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とします。

【「災害」の定義】
［災害対策基本法第２条第１号］
暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
［災害対策基本法施行令第１条］
政令で定める原因…放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

### 第２節　計画の構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき倉吉市防災会議（以下「市防災会議」といいます。）が作成する倉吉市地域防災計画（以下「市防災計画」といいます。）です。

なお、市防災計画の構成は、次のとおりです。

【市防災計画の構成図】

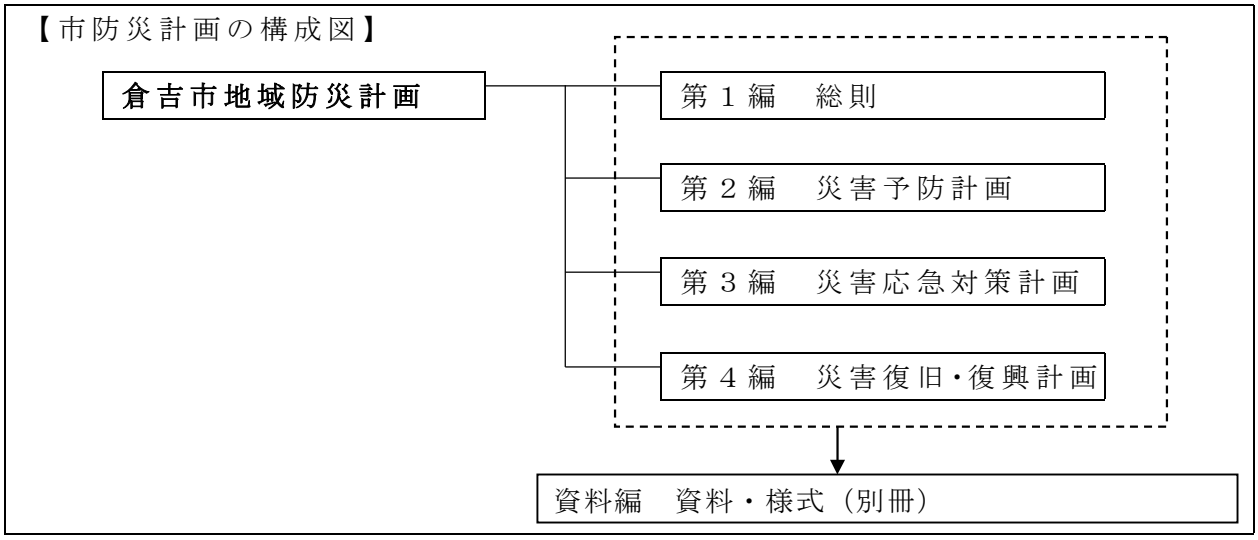


### 第３節　計画の基本方針

この計画は、市及び公共的団体等の責任を明確にするとともに、総合的かつ計画的

な災害対策の整備及び推進を図るものであり、市防災計画の樹立及び推進にあたっては、次に掲げる事項を基本とします。

１　災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づく災害対策の実施
２　市民、事業者及び市、県等の防災関係機関それぞれの役割と相互連携
３　市民、事業者の自助、共助の取組の促進
４　防災関係機関相互の協力
５　災害に強いまちづくりの推進
６　関係法令の遵守
７　高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や女性をはじめとする市民の多様な意見の反映

具体的には、次に掲げる項目に配慮するものとします。

（１）実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
（２）意思決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者について、どちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分に反映すること。
（３）災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分に反映した対策とすること。

【解説】
「要配慮者」、「避難行動要支援者」とは、これまでよく使われていた「災害時要援護者」という代わりに、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになった。

## 第４節　災害対策基本法に基づく他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき作成される鳥取県地域防災計画（以下「県防災計画」といいます。）に抵触するものであってはなりません。

## 第５節　計画の修正

市防災会議は、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年、市防災計画に検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正します。ただし、次に掲げる軽微な修正については、市防災会議の会長（市長）の判断で修正できるものとします。

１　行政区域、市町村内の町若しくは字の区域、名称又は地番の変更に伴う修正
２　指定地方行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関、公共的団体又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う修正
３　前記に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う修正
４　資料編の資料及び様式の修正

なお、市防災計画の検討及び修正にあたっては、次のとおり計画的に実施するもの

とします。

【市防災計画の検討及び修正計画】
・計画の検討期間（11 月～１月）
・計画の修正期間（２月～５月）
計画的な検討、修正作業の実施
（注）なお、前記の時期に関わらず、市民生活に大きな影響を与える災害が発生した場合は、当該災害に係る災害応急対策が終了した後、速やかに検討及び修正作業を実施するものとします。

第６節　計画の周知徹底

市及び公共的団体等は、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底に努めるものとします。

１　防災研修及び訓練の実施

市及び公共的団体等はもとより、一般企業、団体等においても災害を未然に防止し、災害による被害を軽減するため、市民の参加を得て、防災に関する研修及び訓練を実施するように努めるものとします。

２　防災広報の徹底

市及び公共的団体等は、市民及び事業所の防災に対する知識の普及及び意識の啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体等を利用した広報の徹底を図るように努めるものとします。

## 第２章　市及び公共的団体等の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第１節　市及び公共的団体等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び公共的団体等は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、市の地域に係る防災に寄与するものとします。

災害対策基本法第 42 条第２項第１号に規定する市及公共的団体等の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

なお、鳥取県（以下「県」といいます。)、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、県防災計画で定めるところによるものであり、その内容は、次のとおりです。

１　県

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 県<br>（鳥取県中部総合事務所）<br>警察本部<br>（倉吉警察署） | （１）鳥取県防災会議に関する事務<br>（２）防災に関する組織の整備<br>（３）防災に関する訓練及び防災思想の普及<br>（４）防災に関する施設及び設備の整備<br>（５）防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備<br>（６）災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査<br>（７）水防その他の応急措置<br>（８）被災者の救助及び救護措置<br>（９）災害時の文教対策<br>（10）清掃、防疫その他の保健衛生対策<br>（11）施設及び設備の応急復旧<br>（12）交通規制及び災害警備<br>（13）緊急輸送の確保<br>（14）災害復旧の実施<br>（15）市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整 |

２　市

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 倉吉市 | （１）倉吉市防災会議に関する事務<br>（２）防災に関する組織の整備<br>（３）防災に関する訓練及び防災思想の普及<br>（４）防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備<br>（５）防災に関する施設及び設備の整備<br>（６）災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査<br>（７）水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置<br>（８）被災者の救難、救助その他の保護<br>（９）被災者の医療及び助産の実施<br>（10）避難及び緊急安全確保の指示<br>（11）災害時の文教対策<br>（12）清掃、防疫その他の保健衛生対策<br>（13）施設及び設備の応急復旧<br>（14）緊急輸送の確保<br>（15）災害復旧の実施<br>（16）公共的団体等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整 |

３　指定地方行政機関

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 総務省<br>中国総合通信局 | （１）非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理<br>（２）災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請<br>（３）災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与 |
| 財務省<br>中国財務局<br>（鳥取財務事務所） | （１）地方公共団体に対する災害融資<br>（２）災害時における金融機関に対する緊急措置の指示<br>（３）公共事業等被災施設の査定の立会<br>（４）災害時における市町村に対する普通財産の無償貸付 |
| 厚生労働省<br>鳥取労働局<br>（倉吉労働基準監督署） | （１）労働災害防止についての監督、指導<br>（２）労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力 |
| 農林水産省<br>中国四国農政局<br>（鳥取農政事務所） | （１）農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護<br>（２）農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導<br>（３）農作物等に対する被害防止のための営農技術指導<br>（４）営農資材の供給指導、病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握<br>（５）農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業<br>（６）被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導<br>（７）災害時における主要食糧の供給対策 |
| 国土交通省<br>中国地方整備局<br>（倉吉河川国道事務所） | （１）直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧<br>（２）地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供<br>（３）国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言<br>（４）災害に関する情報の収集及び伝達<br>（５）洪水予報及び水防警報の発表及び伝達<br>（６）災害時における交通確保<br>（７）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 |
| 国土交通省<br>中国運輸局<br>（鳥取運輸支局） | （１）所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達<br>（２）輸送等の安全確保に関する指導監督<br>（３）関係機関及び関係輸送機関との連絡調整<br>（４）自動車運送事業者に対する運送命令 |
| 大阪管区気象台<br>（鳥取地方気象台） | （１）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。<br>（２）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。<br>（３）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。<br>（４）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。<br>（５）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 |

４　指定公共機関

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br>（人形峠環境技術センター） | （１）原子力施設の災害予防<br>（２）原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達<br>（３）原子力災害時における施設内の応急対策<br>（４）平常時及び緊急時環境モニタリングの実施<br>（５）放射性物質に汚染された物質の除去及び除染 |
| 日本赤十字社<br>（鳥取県支部） | （１）被災者の医療、助産その他の救護活動の実施<br>（２）災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整<br>（３）義援金の募集及び配布<br>（４）血液搬送<br>（５）無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡<br>（６）救援物資の配布<br>（７）赤十字奉仕団のボランティア活動の調整 |
| 日本放送協会<br>（ＮＨＫ鳥取放送局） | （１）気象予警報、災害情報等の報道<br>（２）災害時における災害状況の収集及び報道 |
| 西日本旅客鉄道株式会社<br>（ＪＲ西日本米子支社倉吉駅） | （１）鉄道施設の災害予防<br>（２）災害時における救助物資及び人員の緊急輸送<br>（３）鉄道施設の応急対策及び災害復旧 |
| 西日本電信電話株式会社<br>（鳥取支店） | （１）通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等<br>（２）通信施設、設備の応急対策及び災害復旧 |
| 日本郵便株式会社<br>（倉吉郵便局） | （１）災害時における郵便業務<br>（２）災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資 |
| 日本通運株式会社<br>（倉吉支店） | （１）災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送 |
| 福山通運株式会社 | （１）災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送 |
| 佐川急便株式会社<br>（中国・四国支社） | （１）災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送 |
| ヤマト運輸株式会社<br>（津山主管支店） | （１）災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送 |
| 中国電力ネットワーク株式会社<br>（倉吉ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ） | （１）電力施設の災害予防<br>（２）災害時における電力の供給対策<br>（３）電力施設の応急対策及び災害復旧 |
| ＫＤＤＩ株式会社<br>（中国総支社） | （１）通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等<br>（２）通信施設、設備の応急対策及び災害復旧 |
| 株式会社ＮＴＴドコモ中国支社 | （１）通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等<br>（２）通信施設、設備の応急対策及び災害復旧 |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | （１）通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等<br>（２）通信施設、設備の応急対策及び災害復旧 |
| ソフトバンク株式会社 | （１）通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等<br>（２）通信施設、設備の応急対策及び災害復旧 |

５　指定地方公共機関

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 日ノ丸自動車株式会社<br>（倉吉支店） | （１）災害時における自動車による人員の緊急輸送 |
| 日本交通株式会社<br>（倉吉営業所） | （１）災害時における自動車による人員の緊急輸送 |
| 日ノ丸西濃運輸株式会社<br>（倉吉営業所） | （１）災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送 |

| | |
|---|---|
| 株式会社新日本海新聞社<br>（中部本社） | （１）災害時における災害状況の収集及び報道<br>（２）災害時における市民への情報の周知 |
| 日本海テレビジョン放送株式会社 | （１）気象予警報、災害情報等の報道<br>（２）災害時における災害状況の収集及び報道 |
| 株式会社山陰放送 | （１）気象予警報、災害情報等の報道<br>（２）災害時における災害状況の収集及び報道 |
| 一般社団法人鳥取県トラック協会<br>（中部地区連絡協議会） | （１）災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送 |
| 株式会社山陰中央新報社 | （１）災害時における災害状況の収集及び報道<br>（２）災害時における市民への情報の周知 |
| 山陰中央テレビジョン放送株式会社 | （１）気象予警報、災害情報等の報道<br>（２）災害時における災害状況の収集及び報道 |
| 株式会社エフエム山陰 | （１）気象予警報、災害情報等の報道<br>（２）災害時における災害状況の収集及び報道 |
| 一般社団法人<br>鳥取県ＬＰガス協会<br>（中部支部） | （１）ＬＰガス施設の災害予防及び災害時におけるＬＰガスの供給対策 |
| 一般社団法人鳥取県バス協会 | （１）災害時における自動車による人員の緊急輸送 |
| 日本海ケーブルネットワーク株式会社<br>（倉吉放送センター） | （１）市民に対する防災知識の普及<br>（２）気象予警報、災害情報等の報道<br>（３）災害時における災害状況の収集及び報道 |
| 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 | （１）災害ボランティアに関すること<br>（２）避難行動要支援者避難支援センターに関すること |

６　広域連合

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 鳥取中部ふるさと広域連合<br>（事務局） | （１）市が実施する災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に対する協力<br>（２）災害廃棄物及び死体の処理 |
| （消防局、倉吉消防署及び西倉吉消防署） | （１）防災に関する組織の整備<br>（２）防災に関する訓練及び防災知識の普及<br>（３）防災に関する物資及び資機材の備蓄<br>（４）防災に関する施設及び設備の整備<br>（５）災害情報の収集及び伝達並びに被害調査<br>（６）水防、消防その他の防災活動の実施及び他消防局に対する応援措置<br>（７）被災者の救難、救助その他の保護<br>（８）施設及び設備の応急復旧<br>（９）公共的団体等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整 |

７　公共的団体等

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 公益社団法人<br>鳥取県中部医師会 | （１）防災に関する訓練及び防災知識の普及<br>（２）医療機関に関する被害調査及び必要な対策の実施<br>（３）災害時における医療救護の実施<br>（４）市、県、公益社団法人鳥取県医師会及び医療機関との連絡調整<br>（５）医療救護ボランティアの受入及び派遣 |
| 社会福祉法人<br>倉吉市社会福祉協議会 | （１）防災に関する訓練及び防災知識の普及<br>（２）被災者の保護及び救援の実施<br>（３）災害ボランティアの受入及び派遣 |

| | |
|---|---|
| 倉吉商工会議所 | （１）事業所に対する防災知識の普及<br>（２）商工業に関する被害調査及び必要な対策の実施<br>（３）生活必需物資等の確保及び供給に関する協力<br>（４）被災者に対する就業の支援及び融資の斡旋 |
| 鳥取中央農業協同組合 | （１）農業者に対する防災知識の普及<br>（２）気象予警報、災害情報等の伝達に関する協力<br>（３）農業に関する被害調査及び必要な対策の実施<br>（４）災害時における食料の確保及び供給に関する協力<br>（５）被災農家に対する融資の斡旋 |
| 土地改良区 | （１）農地及び農業用施設の被害調査並びに必要な対策の実施<br>（２）災害時における水路、樋門、溜池等の管理 |
| 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の法令の規定による防災に関する責務を有する者 | （１）法令の規定に基づく災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施 |
| 病院等医療施設の管理者 | （１）防災に関する組織の整備<br>（２）防災に関する訓練及び防災知識の普及<br>（３）災害時における入所者の保護<br>（４）災害時における医療救護の実施 |

第２節　災害対策基本法による要請等

１　地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第 45 条）

市防災会議の会長（市長）は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、次の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとします。

また、必要に応じ、市防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとします。

（１）市防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体等

２　市長の事前措置等（災害対策基本法第 59 条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、必要に応じ、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとします。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきでないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要です。

# 第３章　市の地域の自然条件と災害履歴

## 第１節　位置及び面積

市は、県のほぼ中央部に位置し、東伯郡湯梨浜町、三朝町、北栄町及び琴浦町、日野郡江府町並びに岡山県真庭市と隣接しています。

市の総面積は 272.06k ㎡で、県の総面積の約 7.8%を占めています。

【市の位置図】

| 方位 | 地　名 | 経度・緯度 |
|---|---|---|
| 東　端 | 栗尾 | 東経　133°　53′ |
| 西　端 | 関金町野添 | 東経　133°　34′ |
| 南　端 | 関金町山口 | 北緯　　35°　18′ |
| 北　端 | 穴窪 | 北緯　　35°　29′ |

## 第２節　地勢及び地質

### １　地形

市は、県のほぼ中央部に位置し、天神川が南北方向に流下しています。また、市街地付近では、小鴨川及び国府川が天神川に合流しています。

市の地域の地勢は、沖積低地（平野）、山地及び山地の縁辺に形成された台地に大別されます。

沖積低地は、天神川流域部と左岸上流部の小鴨川及び国府川流域部に大別されます。これらの地域は、地勢及び地質の相違によるもので、小鴨川流域地域は、大山東麓を源とする火山性地域が大部分で、その流域に広がる低地は扇状地性のものです。一方、天神川流域は対照的に非火山性の地域であり、背後の準平原地域を急勾配で流下し、流域における低地の割合は低くなっています。また、天神川下流域地域は、北条砂丘等によって閉塞された後の内側に残った潟湖に由来しています。

#### （１）天神川流域

天神川は、上小鴨地区と関金地区の境界部付近の狭窄部を経て、市街地を北流しています。この狭窄部から上流側では、狭い谷部にわずかな低地を形成しているに過ぎません。この狭窄部から下流側では、まっすぐに北流する河道を挟んで、東西に緩やかな小起伏丘陵が分布しています。

天神川流域部の地形的特徴は、三角州の低地及び低湿地からなります。本流域内は、最も旧河道の形跡を大規模かつ明瞭に残し、自然堤防も連続的で天神川の変遷の歴史をよく物語っています。また、台地及び扇状地の発達が見られないことも本地域の特徴です。

旧河道は、竹田橋から下流の右岸において、連続的に田後（湯梨浜町）付近まで追跡することができます。わずか１㎞幅の右岸において３流路認められ、福庭付近で交差し、一部は現本流に合流しているものがあります。一方、左岸には右岸ほど多くの旧河道は認められませんが、小田橋付近から蛇行して、穴窪地区で西に大きく流路を変えるものが見られます。その追跡は困難ですが、旧天神川は、

現在の北条川を西流し、由良地区が河口であったと考えられています。現河口部は、河川改修による人工的な河口です。

また、現在の三角州性の低地は、小田橋付近を中心支点にして、天神川が西に東に流路を絶えず変えて形成したものです。

自然堤防は、現河道の右岸に沿って、竹田橋付近から細長く連続した分布を示しています。天神橋付近に至る４㎞以上に及ぶこの自然堤防は、最も新しいものは比高はさほどありません。旧河道の右岸に沿って点在する自然堤防は比高も大きく、集落立地の拠点として利用され、現在の田後、江北、井手畑、上井等の集落がこれにあたります。

なお、本地域を取り囲む丘陵地に入り込んだ低地部は、天神川の堆積作用が直接及ばなかったために、いまだに低湿地としての性格の強い場所が見られます。山陰本線以南の古川沢、米里はその好例です。また、三角州形成の不十分であった場所には、わずかに凹地性の低湿地が残っています。左岸の北栄町との境界部の穴窪－江北－国坂地区の３点に囲まれた地域は低湿地性です。しかし、その多くは干拓されて、広く水田として利用されています。

（２）小鴨川及び国府川流域

本地域は、小鴨川と天神川の合流付近から西方の小鴨川及び国府川水系によって形成された低平な地域です。山陰の名峰大山の裾野が西に迫り、南側には高原状の小起伏の山地が展開しています。

本地域の地形的特徴は、大山を源として山体の東部火山性裾野を放射状に開析し、また小鴨川及び国府川水系によって深く狭い欠床谷の形成されているところにあります。

従って、天神川に匹敵する支流である小鴨川は、流出土砂量の多い荒廃河川であるため、多量に生産された土砂は、中流部にやや開けた扇状地性の低地を形成しています。

旧河道は、小鴨川沿いの蔵内付近から下流の左岸において顕著であり、やや直線状の２流路が認められ、国府川との合流部まで続いています。土砂搬出量の多い小鴨川は、西倉吉町付近の国府川最下流部で激しく氾濫をしているため、国府川の福光付近から合流部に至る地域には、国府川が小さく蛇行した形跡を残しています。小鴨川によって流出部を塞がれた国府川最下流部では、低湿な地域を福光付近から右岸側に形成しています。

自然堤防は各所に点在しており、中河原、生田、西倉吉町等の集落がこれにあたりますが、氾濫原との比高差は 0.2～0.5ｍ程度となっています。

本地域を特徴づける段丘面は、小鴨川を挟んで北方寄りのものが広大です。いずれも大山火山の火砕流、軽石流に起因する開析扇状地です。関金町今西付近から連続して、市街地西方の秋喜付近まで見られ、高位、中位、低位の各段丘面に区分されます。しかし、全てにわたり小規模な開析が進み、細い谷によって切断されているもの、段丘面の両端が侵食され、かまぼこ状の断面を呈するものが多く見られます。上流の関金町堀付近の右岸には、河床との比高差が 10～20ｍ以上のものもありますが、中流部に行くに従い比高は減少しています。その他国府

川沿いにも広大な段丘面が見られ、比高は上流部で 30ｍ、下流部の不入岡付近では数ｍとなっています。

2　河川

市内の主要河川である天神川は、県のほぼ中央部に位置し、その水源を東伯郡三朝町の津黒山（標高 1,118ｍ）に発し、加谷川、三徳川等の小支川を合わせて北流し、市内で国府川、小鴨川を合わせて、北栄町、湯梨浜町において日本海に注ぐ流域面積 490 ㎢の一級河川です。流域の形状は特異で、南北に流れる本流の流路延長 32 ㎞に対し、東西の幅が 42 ㎞もあり、全体として東西に伸びた菱形をしています。

流域に占める山地面積は 450 ㎢であり、平地は狭い谷底平地と低い河岸段丘として点在しているにすぎない山地河川です。

天神川水系の河川は勾配が急であり、洪水の流出が早く、流域の形状から東西の支川である三徳川、小鴨川の流出と本川が同時に合流する場合が多く、降雨量に比較して流出量が大きくなる傾向があります。

【天神川水系図】

3　地質

山地及び丘陵地を形成する基盤岩は小鴨川を境に２分され、東側では花崗岩類が、また西側では大山の火山噴出物である凝灰角礫岩、安山岩類等からなり、表層は未固結のローム層に覆われているところが多くあります。

地層は、沖積低地（平野）、山地及び山地の縁辺に形成された台地に大別され、沖積低地は、天神川流域部と左岸上流部の小鴨川及び国府川流域部に大別されます。

（１）天神川流域

本地域の低地部は、天神川流域の上流部からもたらされた堆積物の中でも、浮流物質からなり、表層から深さ 30 ㎝ぐらいまでは、粘土又はシルト質粘土が主です。最上部は、厚さ５～20 ㎝の砂層ですが、その下部には、流木及び貝殻混じりのシルト、粘土層が堆積しており、内湾性又は河口部に形成されたことがうかがえます。このような環境の上にできた三角州性低地ですが、天神川の三角州

形成が十分に及んでいない国坂地区の東部、古川沢及び米里地区は、より低湿な地盤となっています。なお、現河床は低地面より低く、天井川化した部分はありません。泥層が中心であるためにＮ値の低い軟弱で含水率が大きい地盤が形成されています。

（２）小鴨川及び国府川流域

関金町付近から東北方向に延びる小鴨川の中流及び下流には、扇状地性の低地が広がり、国府川流域にも低地が見られます。

小鴨川は、その流域の特に左岸寄りに段丘面の発達がよく、上流の関金町堀付近まで続き、段丘面が国府川支流との分水界をなしています。これらの段丘面は、大山起源の軽石流及び火砕流堆積物で、安山岩質の固結していない凝灰角礫岩が主です。下流のものは軽石流によるものが多く、傾斜的な段丘面をもち、高位のものから低位のものまで分けられます。現河床との比高差は、下流に行くほど小さくなっています。

このような段丘の発達で代表される小鴨川は、上流部では急勾配ですが、下流部で緩勾配に移るために、鴨河内と関金町の境界部付近から大量の流出物を堆積し始めています。天神川との合流部付近まで大礫が存在しており、自然堤防にも砂礫質から構成されていることが多くあります。

国府川に沿う低地は細長いですが、小鴨川との合流部に近づくに従い幅広く、小鴨川との競合の結果、前面を自然堤防によって塞がれたようになったため、右岸の秋喜付近、左岸の和田付近には氾濫平野を形成しています。上流部の枝谷は砂礫質ですが、急速に粒径を減じ、合流部ではシルト質です。小鴨川流域が新期の火砕流堆積物であるのに比べ、国府川流域は古期のもので、谷壁斜面は安定で植生が覆っています。

（注）本節の内容については、市が平成 14 年３月に作成した「倉吉市災害に強いまちづくり事業報告書」を参考にしています。

## 第３節　気象概況

市の気候は日本海型に属します。小気候区の立場から分類すると市の平野部は山陰型気候区となり、山間部は中国山地気候区に属します。

### １　気候について

（１）気温

年平均気温（平年値（統計期間は 1981～2010 年。以下同じ。））は 14.6℃であり、月平均気温（平年値）の最高は８月の 26.0℃、最低は１月の 4.2℃で、その差は 21.8℃です。なお、毎年１月又は２月に最低気温が氷点下となる日が多いため、この時期には、低温による農作物への被害、水道管の凍結破損等に対する注意が必要です。

（２）降水量

年平均降水量（平年値）は 1746.2 ㎜であり、月平均降水量（平年値）は７月が 204.6 ㎜、９月が 217.9 ㎜と多くなっています。このため、７月の梅雨期及び９月の台風期には、水害に対する注意が必要です。

（３）風

年平均風速（平年値）は 3.4m/s であり、12 月から２月までの時期は、月平均風速（平年値）が 4.0m/s を超えています。特に、春季には、フェーン現象により異常に乾燥するため、火災に対する注意が必要です。

（４）積雪

月ごとの最深積雪（平年値）は、２月の 20 cmが最も多くなっています。積雪は 12 月から３月までの時期であるため、この時期には、大雪による交通障害等に対する注意が必要です。

【参考】

鳥取県内の気象観測所及び地震・震度観測点は、次のとおりです。

1　気象観測所

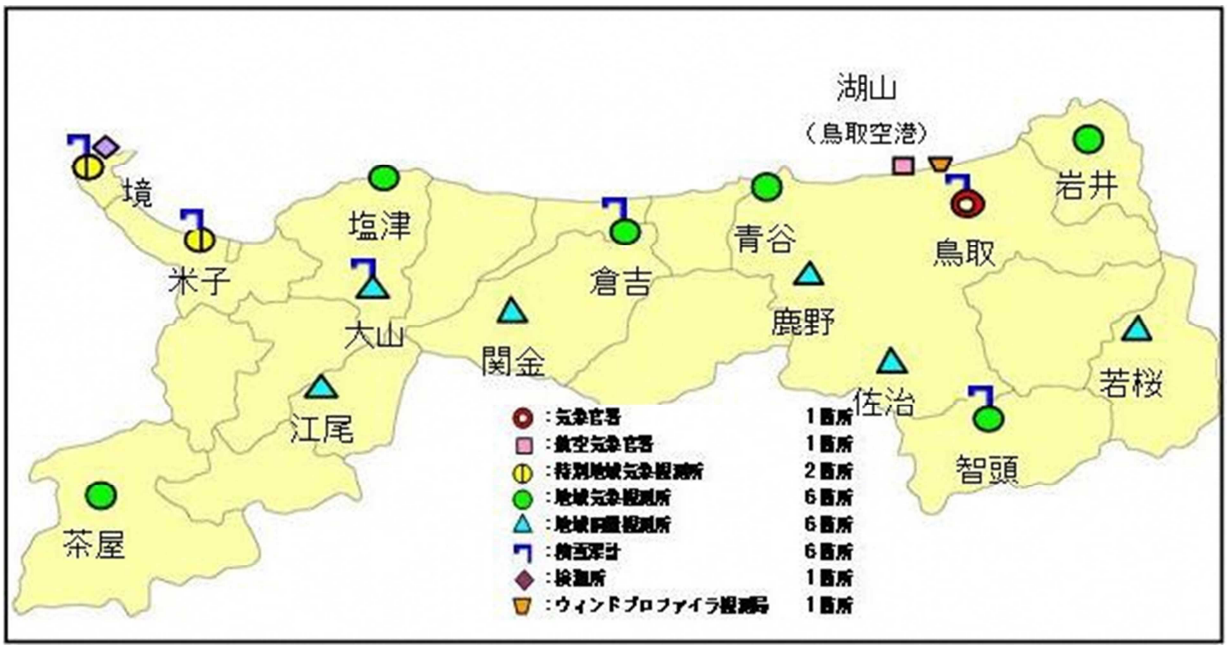


| 観測所名 | 倉吉 | 関金 |
|---|---|---|
| 観測項目 | 気温・風・日照・降水量・積雪 | 降水量 |
| 所在地 | 倉吉市大塚字隈ヶ坪 | 倉吉市関金町安歩 |
| 緯度<br>経度 | 北緯　35°28.4′<br>東経　133°50.3′ | 北緯　35°22.7′<br>東経　133°45.4′ |
| 海抜 | ８ｍ | 150ｍ |

２　地震観測点

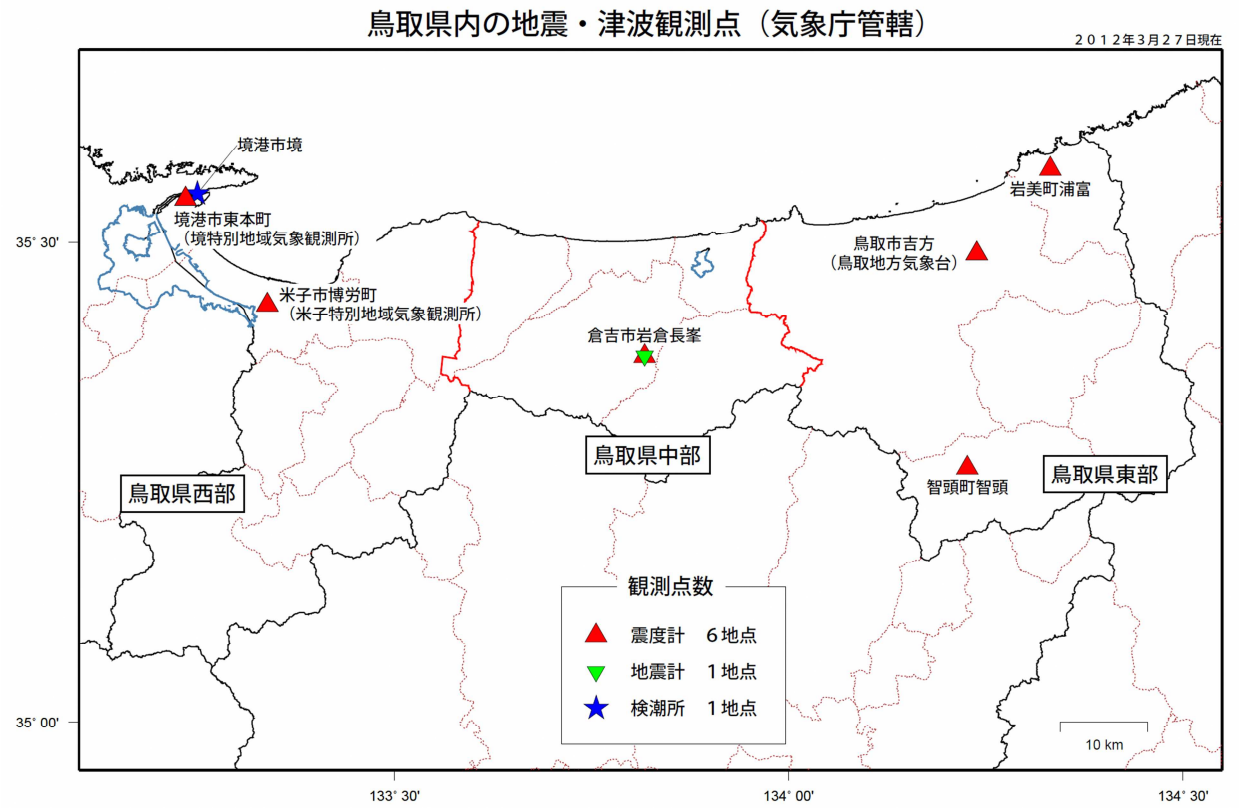


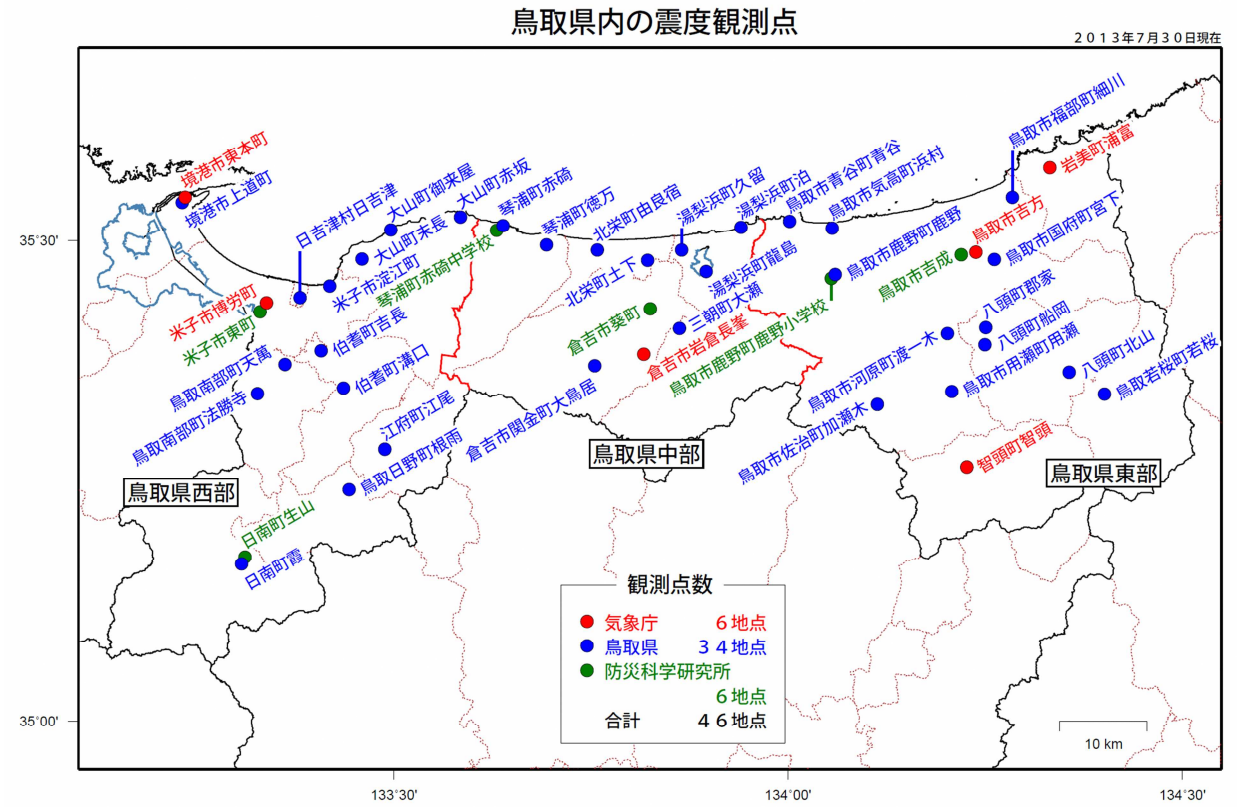


| 区　分 | 震度発表名称 | 緯　度 | 経　度 |
|---|---|---|---|
| 気象庁 | 倉吉市岩倉長峯 | 北緯 35°　23′ | 東経 133°　49′ |
| 県 | 倉吉市関金町大鳥居 | 北緯 35°　22′ | 東経 133°　45′ |
| 防災科学技術研究所 | 倉吉市葵町 | 北緯 35°　26′ | 東経 133°　50′ |

２　気象の季節変化と特性

（１）冬

西ないし北西の季節風が卓越し寒波が来襲します。１月初めから２月にかけて本格的な降雪期間となり、積雪量は山間部で多くなります。

（２）春

春の訪れは３月下旬頃で、４月は高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は周期的に変化して晴れる日が多くなりますが、低気圧が日本海で急速に発達した場合、南よりの強風が吹いてフェーン現象を起こすことがあります。

（３）梅雨期

梅雨入りの平年は６月７日頃、梅雨明けの平年は７月 21 日頃です。梅雨期のうち６月下旬から７月上旬は、梅雨前線の活動が活発になり、局地的な豪雨が発生し、水害をもたらすことが多くなります。また、７月中旬以降の梅雨末期における豪雨は強い雷を伴うことが多く、落雷による被害も発生します。

（４）夏

本格的な夏の訪れは７月下旬以降で、８月上旬にかけて最も気温が高くなり、安定した真夏の晴天が持続します。年によっては、日照りが続くことによる干害の発生や、反対に梅雨が長引き、夏の低温と気候不順に見舞われることもあります。

（５）台風期

1985 年から 2005 年の期間、県から半径 300km 以内を通過した台風のうち、県を通過した台風は 10 個、東側を通過した台風は 25 個、西側を通過した台風は 22 個です。その中で、東側を通るコースの台風が市を含む県内全域において大きな水害を起こす確立が最も大きくなります。また、停滞前線が影響する場合は、いずれのコースでも大雨となり、重大な災害が発生することがあります。特に、東側を通るコースの場合は、危険性が増します。

（６）秋

10 月は秋晴れの好天が持続することが多くなりますが、10 月末になると冬型の気圧配置が出現し始め、寒気の影響で時雨が始まります。その後、冬型の気圧配置が多くなり、雨や雪の日が増加します。

３　気象災害

（１）概要

昨今の異常気象により、日本中で過去に例を見ないような集中豪雨が頻発し、過去の経験からは推し測れないような甚大な災害を引き起こしています。また、これらの現象は季節や地域に左右されることではなく発生しており、市内でもこれまで以上に気象災害に対する警戒が必要になっています。

（２）大雨による災害の特徴

以下に、大雨について、台風の場合と梅雨前線の活動に起因する場合の特徴を示します。

ア　大雨をもたらす台風の経路は、島根半島以東を通過する場合が多く、特に四国から岡山又は兵庫県南部を通って若狭湾に抜けるコースが大雨の危険性が

最も大きくなります。

イ　台風の大雨で降雨のピークが出現する時期は、台風が本州に上陸する頃に始まり、日本海に出る頃に終わることが多くなります。

ウ　台風の大雨は、北東の強風を伴うことがほとんどです。降水量の最多域は、中国山地の北東斜面となることが多くなります。

エ　梅雨末期の大雨のほとんどは激しい雷雨性のものが多く、局地的な大雨を降らせます。沿岸部では強い雨雲が進入しやすく、特にその危険性が大きくなります。

（３）大雪による災害の特徴

本県では、県内のほぼ全域でしばしば大雪に見舞われます。雪はスキー場のように観光資源になる一方、様々な雪害をもたらします。1981 年にアメダスによる積雪観測開始以来、市内での最深積雪は、1990 年１月に 70 ㎝を記録しています。

以下に、主な雪害について示します。

ア　積雪害

現代の生活の上で交通手段の確保は非常に重要なことです。１～３㎝程度のわずかな積雪によっても、スリップによる交通事故が起こり、20 ㎝以上になると交通機関の遅延、運休等が発生し始め、通勤、通学をはじめ、物資の輸送など経済的にも大きな被害が発生します。

イ　雪圧害

家屋、その他施設や樹木が雪圧によって損壊する災害です。主に春先ですが、湿った雪は積雪 20～30 ㎝程度でビニールハウスに被害をもたらします。積雪が概ね 100 ㎝を超えると、家屋へも被害が及ぶことがあります。

ウ　なだれ害

大山付近での発生が多く、主に積雪の多い山間部で発生します。登山者がなだれに巻き込まれたり、家屋が流されたり、あるいは道路を塞ぐ等の被害があります。

エ　着雪害

ある気象条件が整った場合には、着雪害が発生します。

（４）空気の乾燥と火災

４月から５月は、大陸の乾燥した気団が移動性高気圧となって西日本を覆うため、好天の日が多く、また年間で最も湿度が低下する月です。

乾燥注意報は、春（特に４月）に多く発表されます。この頃の気象の特徴として、低気圧が発達しながら日本海を東進又は北東進する場合に、日本海の低気圧に向かって南よりの風が中国山地を吹き下り、強風が継続して、乾燥・高温状態のフェーン現象となります。このような場合に火災が発生すると強風にあおられ大火となります。

## 第４節　災害履歴

### １　風水害の履歴

過去に市に影響のあった主な風水害、雪害等の概況は、「資料編　風水害、雪害等の履歴（資料 1-3-1)」のとおりです。

2　地震災害の履歴

過去に県に影響のあった主な地震災害の概況は、「資料編　地震災害の履歴（資料 1-3-2)」のとおりです。

3　大規模火災の履歴

過去に市に影響のあった主な大規模火災の概況は、「資料編　大規模火災の履歴（資料 1-3-3)」のとおりです。

# 第４章　被害想定

## 第１節　風水害の想定

風水害の想定については、平成 14 年１月 31 日に国土交通省中国地方整備局が水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条の４の規定に基づき指定及び公表した「天神川水系浸水想定区域」を参考にして、次のとおりとします。

【天神川水系浸水想定区域図】

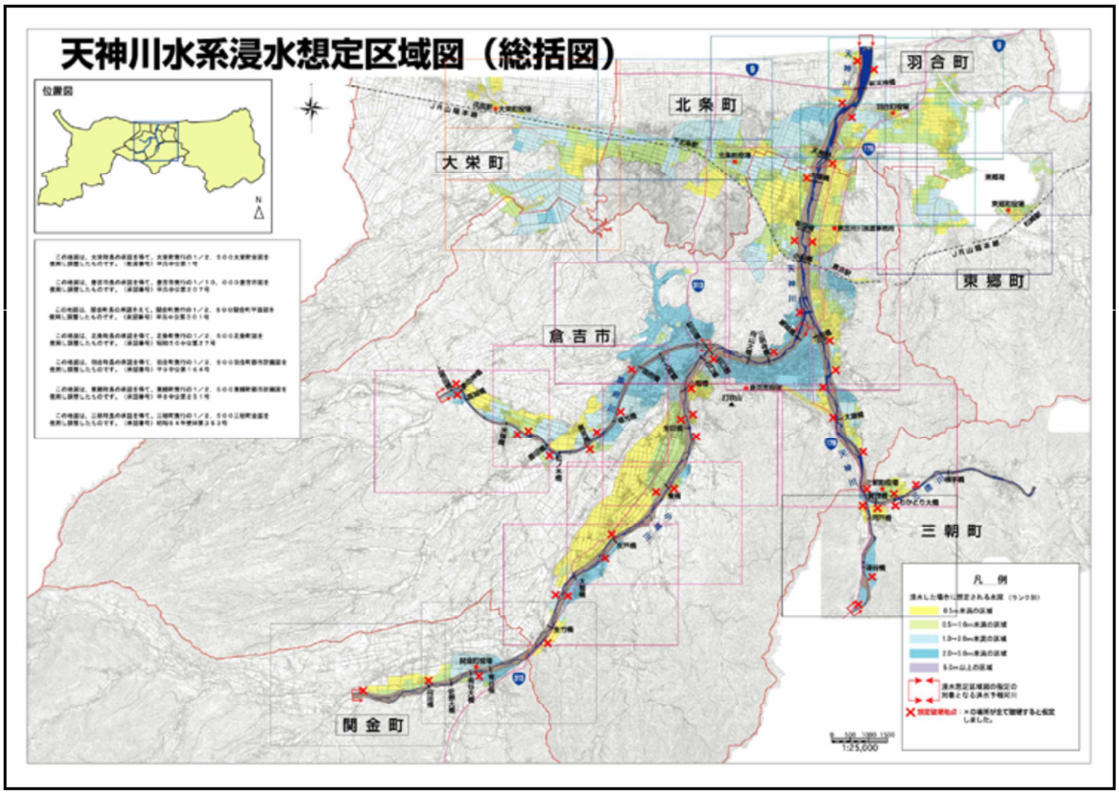


【天神川水系浸水想定区域による災害想定】

| | |
|---|---|
| 気象条件 | ・２日間総雨量：441 ㎜<br>（洪水防御に関する計画の基本となっている昭和９年９月の室戸台風相当の大雨を想定しています。）<br>・最大風速：22m/s・北北東<br>（過去の観測値で最大のものを想定しています。） |
| 河川条件 | 指定水位から危険水位までの到達時間：約３時間 |
| 決壊箇所 | ９箇所<br>（天神川：左岸 6.4km、右岸 7.2km、左岸 8.4km）<br>（小鴨川：右岸 4.0km、右岸 10.0km、左岸 10.2km）<br>（国府川：右岸 4.6km、右岸 8.6km、左岸 8.8km） |
| 浸水面積 | 2,450ha＝24.5 ㎢（総面積の約 9.0%） |
| 浸水人口 | 総人口の約 56.4% |
| 浸水世帯数 | 全世帯数の約 57.9% |

（注）前記の「決壊箇所」は、あくまで被害想定上の設定であり、決壊の可能性が高い箇所を示しているものではありません。

## 第２節　地震災害の想定

地震災害の想定については、平成 17 年３月に発行された「鳥取県地震防災調査研究報告書（企画・発行：鳥取県防災局防災危機管理課）」に記載されている被害想定のうち、市の被害が最も大きかった「倉吉南方の推定断層による地震」による被害想定を参考にして、次のとおりとします。

【地震等の想定】

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>震　　源</td><td>鳥取県中部地域</td></tr>
<tr><td>断　　層</td><td>倉吉南方の推定断層</td></tr>
<tr><td>規　　模</td><td>マグニチュード 7.2</td></tr>
<tr><td>地震発生時期</td><td>冬（12 月～２月）の平日の 18 時頃</td></tr>
<tr><td>気　象　条　件</td><td>（建物火災予測に係る気象条件）
<table>
<tr><th>天候</th><th>湿度</th><th>風向</th><th>風速</th></tr>
<tr><td>晴れ</td><td>75%</td><td>北北西</td><td>5.0m/s</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>震　度　分　布</td><td>（計測震度面積率）
<table>
<tr><th>震度</th><th>～震度５弱</th><th>５強</th><th>６弱</th><th>６強</th><th>7</th></tr>
<tr><td>面積率（%）</td><td>23.7</td><td>49.4</td><td>26.6</td><td>0.3</td><td>0.0</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

【震度分布図】

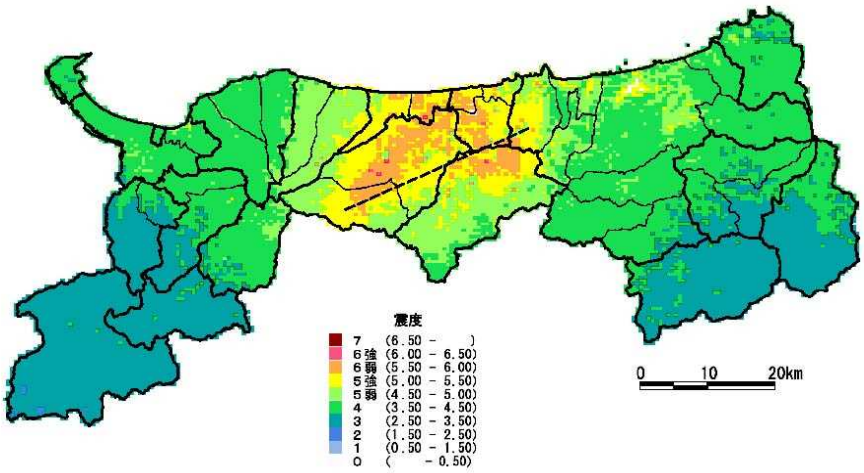


図　　震度分布図（倉吉南方の推定断層による地震）

【被害想定】

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">人　的　被　害</td><td>死傷者数</td><td>総人口の 0.005%</td></tr>
<tr><td>負傷者数</td><td>総人口の 0.164%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建　物　被　害</td><td>大破数</td><td>全家屋数の 0.345%</td></tr>
<tr><td>中破数</td><td>全家屋数の 1.023%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建　物　火　災</td><td>出火件数</td><td>全家屋数の 0.006%</td></tr>
<tr><td>焼失棟数</td><td>全家屋数の 0.03%</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| 交通施設被害 | 道路施設 | 県中部の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想されます。最悪の場合、県東部と県西部間の道路交通が遮断されます。 |
| ライフライン機能支障 | 上水道 | 55.47% |
| | ＬＰガス | 1.43% |
| | 電力 | 14.82% |
| | 電話 | 1.4% |
| | 下水道 | 1.76% |
| 社会機能支障 | 避難所生活者数 | 総人口の 0.8% |
| 液状化危険度 | 極めて低い | 93.7% |
| | 低い | 5.5% |
| | 高い | 0.5% |
| | 極めて高い | 0.3% |

（注）「大破及び中破」と「全壊及び半壊」との対応関係は、次のとおりです。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 無被害 | 被害軽微 | 小破 | 中破 | 大破 | 倒壊 |

（大破・中破の判定基準）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無被害 | 一部破損 | 半壊 | 全壊 |

（全壊・半壊の判定基準）

# 第５章　市民の防災活動

## 第１節　目的

この計画は、市民が、「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施することを目的とします。

## 第２節　防災及び危機管理の基本的な考え方

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成 21 年鳥取県条例第 43 号。以下「県基本条例」といいます。）により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者、市、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、市民もその役割を果たすことが求められています。

１　自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいいます。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいいます。）及び公助（市、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいいます。）の取組を総合的に推進すること。

２　災害時支え愛活動（災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいいます。）については、本市の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。

３　高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。

４　災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

５　災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

## 第３節　市民の責務

災害対策基本法により、市民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければなりません。

また、県基本条例により、市民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされています。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、次のような行動をとることを期待しています。

１　日頃の備え

（１）気象、地震・津波災害等の基礎知識を身につけておきます。

ア　本市の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得します。

イ　警戒レベル、気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震

速報、津波警報等の発表に適切な行動がとれるよう、発表内容の意味やとるべき行動を理解します。

（２）家族でする防災

ア　家の中で危険なところを確認しておきます。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の安全対策もしておきます。）

イ　洪水･土砂災害ハザードマップ等から居住する地域の災害リスクを把握します。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。）

ウ　自宅の安全性、自宅が危険な場合の避難場所（安全な親戚・知人宅等も含めて検討）や安全な避難ルートを確認し、マイ・タイムライン（時系列の避難行動計画）を作成しておきます。

エ　災害が起こったときの家族間の連絡方法や集合場所を確かめておきます。

オ　災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得します。（体験利用等を通じて定期的に確認します。）

カ　家族一人ひとりの役割を話し合っておきます。

キ　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、所有者飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておきます。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップの挿入や所有者名等を記した首輪等の装着等、ペットが保護された際にその所有者を確認できるように対策を講じておくものとします。

ク　備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮します。（特に、子どもや女性、高齢者などの視点に配慮します。）

ケ　被災した際の生活再建・住宅再建を円滑に進めれるよう、自然災害による損害を補償する保険・共済への加入を検討します。

（３）地域でする防災

ア　自主防災組織を結成し、参加します。

イ　消防団に参加します。

ウ　防災訓練や研修会に参加します。

エ　救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得します。

オ　市と連携して、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を構築します。

２　災害が発生しそうなとき

（１）家族でする防災

ア　県、市やテレビ、ラジオ等からの情報に注意します。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には、防災行政無線の戸別受信機、携帯電話等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報を入手できるようにします。

イ　災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をします。

ウ　危険な場所に近づきません。

エ　避難行動にも危険が伴うため、安全な場所にいる場合は不要な外出は控えます。

オ　家族で作成したマイ・タイムラインに基づき、市長の発出する避難指示等又は自らの

判断で適切に行動します。

カ　危険な場所にいる場合は、予め家族で定めておいた避難場所へ安全に避難します。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとります。）

キ　避難は、自家用車を使わず、原則、徒歩で行います。

（２）地域でする防災

ア　情報の収集・伝達、住民の避難誘導をします。（特に、要配慮者に配慮します。）

イ　異常があれば、すぐに関係機関に通報します。

３　災害が発生したとき

（１）命を守るための最善の行動をとります。

（２）初期消火や負傷者の救出・救援を行います。（ただし、自分の身を守ることを最優先します。）

（３）家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入りません。（被災建築物の応急危険度判定を受けます。）

（４）避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努めます。

## 第４節　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

１　市民及び事業者

被害を未然に防止し、又は被害の最小化を図るためには、自助、共助及び公助が一体となり、避難誘導、救助活動等の防災活動を行うことが極めて重要です。

防災マップ、各種ハザードマップ及びマイ・タイムラインの作成を踏まえ、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」といいます。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」といいます。）を作成及び見直しを行い、市防災会議へ提案するとともに、地区防災計画に基づき、主体的かつ継続的な防災訓練の実施、物資等の備蓄、災害時の安否確認・避難誘導、高齢者等の避難支援体制の構築、避難所運営等の自発的な防災活動の推進に努めるものとします。

２　市

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定め、市、防災関係機関及び地区の防災活動の連携強化を促進し、自助、共助及び公助が一体となった地域防災力の向上を図ります。

なお、市は、地区防災計画の作成及び当該計画に基づく自発的な防災活動を推進するため、市内の各地区（各地区自治公民館協議会を構成する区域をいいます。）における地区防災計画の作成支援等に努めます。

# 第６章　防災教育

## 第１節　目的

この計画は、児童及び生徒等（この章において、「児童等」といいます。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断で防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育を積極的に推進することを目的とします。

## 第２節　ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身につけ、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取り組むことができる人材を育成するために行うものです。

１　自然災害等の危機から自らの身を守るための行動ができる能力
２　生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力
３　自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

## 第３節　基本方向

１　学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進します。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、津波に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていきます。

２　防災対応能力を有する教職員の育成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成します。

３　家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家庭や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図ります。

## 第４節　推進方策

１　児童等を対象とした施策

（１）児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進します。

（２）児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるように、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実を図ります。

（３）学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより、地域社会との連携を深めます。また、家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進します。

２　教員を対象とした施策

（１）教員を対象とした防災研修会その他の関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図ります。

（２）防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた教職員による防災教育の実施を促進します。

３　家庭・地域社会との連携のための施策

（１）日頃からあらゆる機会を通じて、保護者や地域の自主防災組織等に学校の防災教育の実施方針、防災訓練の実施計画等を説明し、学校の防災教育に対する理解を得るともに、家庭や地域と信頼し、お互いに協力し合える関係づくりを推進します。

（２）土曜授業等を活用し、学校と地域の自主防災組織等が連携した合同避難訓練、保護者と連携した児童等の引き渡し訓練等を計画的に実施し、保護者や地域住民等との交流を深めるとともに、災害時の学校の対応、保護者への連絡方法、地域との協力体制等の具体的な対応を確認し、学校、家庭及び地域が一体となった連携体制の構築を図ります。